

重要事項説明書

訪問看護の提供開始にあたり、利用者の皆様に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第37号第8条）に基づいて、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 訪問看護を提供する事業者

事業者名称	公益財団法人 日本訪問看護財団
代表者名	理事長 田 村 や よ ひ
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル5階 電話 03-5778-7001 FAX 03-5778-7009
法人設立年月日	1994年12月8日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所

1) 事業所の所在地等

事業所名称	あすか山訪問看護ステーション
指 定 番 号	東京都指定 7193725号（医療保険） 1367193725号（介護保険）
所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	東京都北区神谷1-13-10 Kourt K3 1階 電話 03-5959-3121 FAX 03-5959-3151 サテライト（赤羽支所）
所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	東京都北区赤羽1-4 1-5 ATエミネンス202 電話 03-6454-4150 FAX 03-3901-6055

2) 事業の目的及び運営の方針

事業の 目 的	公益財団法人 日本訪問看護財団（以下、「事業者」という。）は、訪問看護等在宅ケアの推進に努め国民の健康と福祉の向上に寄与することを事業目的としています。当財団の事業趣旨に則り運営するあすか山訪問看護ステーション（以下、「事業所」という。）の看護師・その他従業員（以下、「従業者」という。）は、傷病者・要介護者（要支援者）若しくは障害のある者が居宅において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
運営の 方 針	（1）従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。 （2）事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所（介護保険の場合）・相談支援事業所・関係区市町村・地域の保健・医療福祉教育機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 （3）事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業

	体制の整備に努めます。
--	-------------

3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（祝・休日・12月29日～1月3日を除く）
営 業 時 間	午前9時00分から午後5時30分まで

4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス 提供日	月曜日～金曜日（祝・休日・12月29日～1月3日を除く）
サービス 提供時間	午前9時30分から午後5時00分まで

上記の営業日・営業時間・サービス提供日・サービス提供時間のほか、24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じ訪問等適切な対応ができる体制をとっています。

5) 通常の事業の実施地域

あすか山訪問看護 ステーション	●北 区：王子1～6丁目、王子本町1～3丁目、上十条1～5丁目、上中里1～3丁目、神谷1～3丁目、岸町1～2丁目、栄町、十条台1～2丁目、十条仲原1～4丁目、昭和町1～3丁目、滝野川1～7丁目、豊島1～8丁目、中里2～3丁目、中十条1～4丁目、西ヶ原1～4丁目、東十条1～6丁目、堀船1～4丁目 ●足立区：新田1～3丁目 ●荒川区：西尾久7～8丁目 ●豊島区：駒込2・3・6・7丁目、巣鴨5丁目、西巣鴨2～4丁目 ●板橋区：板橋1・4丁目、加賀1～2丁目、稲荷台
	●北区：赤羽1～3丁目、赤羽北1～3丁目、赤羽台1～4丁目、赤羽西1～6丁目、赤羽南1～2丁目、岩淵町、浮間1～5丁目、上十条5丁目、神谷2～3丁目、桐ヶ丘1～2丁目、志茂1～5丁目、十条仲原3～4丁目、中十条4丁目、西が丘1～3丁目、東十条5～6丁目 ●板橋区：清水町、蓮沼町、小豆沢1・2・4丁目

(注)上記以外の地域への訪問看護の交通費は一律100円となります

6) ご利用事業所の職員体制

管 理 者	所 長 河 西 真 理 子
-------	---------------

職	職 務 内 容	人員数
管 理 者	(1) 主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 (2) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 (3) 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名
看 護 師	(1) 訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 (2) 訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 (3) 療養上必要な事項について、利用者等へ理解しやすいように指導又は説明を行います。 (4) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な訪問看護を提供します。 (5) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ります。 (6) 訪問日、訪問看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 14 名 非常勤 6 名
理学療法士 作業療法士	(1) 訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 (2) 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います (3) 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します	常勤 2 名
看護補助	看護職員と同行し、看護職員の指示のもと看護の専門的知識を要しない看護補助業務を行います	非常勤 2 名
事務職員	請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 3 名 非常勤 2 名

3. 提供するサービスの内容及び費用

1) 提供するサービスの内容

サービス区分と内容	サービスの内容
訪問看護計画書の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る介護支援専門員及び相談支援員等が作成した支援計画（ケアプラン）等に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 (1) 病状・障害の観察と管理 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 (3) 医療機器・カテーテル等の管理 (4) 床ずれの予防及び処置その他創処置 (5) 食事及び排泄等日常生活の世話 (6) 服薬の確認・指導 (7) リハビリテーション (8) ターミナルケア (9) 療養生活や介護方法の相談・指導 (10) その他医師の指示による必要な医療処置・看護ケア等 (11) 療養環境の整備 (12) 関係機関等との連携 (13) 社会資源の情報提供
---------	--

2) サービス提供にあたっての留意事項

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (6) 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動・政治活動・営利活動・その他迷惑行為

3) 提供するサービスの利用料・利用者負担額

利用料として健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律及び、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、「あすか山訪問看護ステーションの利用料について（別紙）」に定めた訪問看護に対する利用料及び、訪問看護を受ける上で別途必要になった費用をお支払いいただきます。

※制度・報酬改定に応じて、必要により「あすか山訪問看護ステーションの利用料について（別紙）」の差し替えと説明を行い、同意書の取り直しをいたします。

4. 訪問看護指示書

訪問看護の利用にあたっては、主治医に訪問看護指示書を交付してもらう必要があります。訪問看護指示書は、交付時に訪問看護指示書料が発生します。訪問看護指示書料は健康保険証の負担割合によって異なります。医療機関によって異なる場合もありますので、医療機関窓口にてご確認ください。お支払いは、医療機関窓口となります。

5. 緊急時の対応の方法

訪問看護の提供にあたり事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医・関係機関・居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご 家 族	氏名	続 柄
	連絡先（昼）	
	連絡先（夜）	
主 治 医	医療機関名	医師名
	電話番号	
関 係 機 関		担当者
	電話番号	

6. 事故発生時の対応方法

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族・区市町村・利用者に係る関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保険名：公益財団法人日本訪問看護財団 あんしん総合保険制度 補償の概要：訪問看護事業者賠償責任保険
--

7. 災害発生時・感染症まん延時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の訪問看護を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援・主治医や関係機関との連携・必要時の訪問を行います。

また、災害及び感染症蔓延時に訪問看護の提供を実施するため、早期に業務再開を図るため業務継続計画を作成し、定期的に研修・訓練を実施します。

8. 衛生管理等

- （１）管理者は従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- （２）管理者は訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的に管理にします。
- （３）管理者は従業者の研修等を行って感染症の発生及びまん延防止に努めます。

9. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所 長 河 西 真 理 子
-------------	---------------

- （２）成年後見制度の利用を支援します。
- （３）法人内において虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。

- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上を図ります。
- (5) サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

10. 身体的拘束等

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を看護記録に記載します。

11. 秘密の保持

従業者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

* 個人情報の保護については別紙を参照ください。

12. サービス提供の記録

訪問看護の実施ごとに、訪問看護記録書の作成を行うこととし、その記録書は提供の日から5年間保有します。

13. 身分証携行義務

従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. カスタマーハラスメント（顧客等からの著しい迷惑行為）への対応

従業者に対して、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷・セクシャルハラスメント等のハラスメント行為が発生した場合は、利用者・関係者間で協議し解決を図ります。解決が困難で、健全な信頼関係が構築できず訪問看護の効果が期待できないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所等関係機関に相談の上、訪問看護の中止または契約解除とすることがあります。

15. サービス提供に関する相談・苦情

提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からのサービス提供に関する相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

相談及び苦情受付窓口

公益財団法人日本訪問看護財団立 あすか山訪問看護ステーション 管理者 河西 真理子	所 在 地 北区神谷 1-13-10Kourt K3 1 階 電 話 03-5959-3121 F A X 03-5959-3151 受付時間 9 : 0 0 ~ 17 : 1 5
北区役所 福祉部 介護保険課 介護保険課 事業者支援係	所 在 地 北区王子本町 1-15-22 電 話 03-3908-1119 受付時間 8 : 4 5 ~ 17 : 1 5 (月～金)
足立区役所 高齢者施策推進室 介護保険課 事業者指導係	所 在 地 足立区中央本町 1 -17-1 電 話 03-3880-5746 受付時間 9 : 0 0 ~ 17 : 1 5 (月～金)
荒川区役所 福祉部 介護保険課 事業者支援係	所 在 地 荒川区荒川 2 - 2 - 3 電 話 03-3802-1504 受付時間 8 : 3 0 ~ 17 : 1 5 (平日)
豊島区役所 福祉部 介護保険課 相談グループ	所 在 地 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階 電 話 03-3981-1318 受付時間 8 : 3 0 ~ 17 : 1 5 (平日)
板橋区役所 おとしより保健福祉センター 管理係	所 在 地 板橋区前野町 4 -16- 1 電 話 03-5970-1119 受付時間 9 : 0 0 ~ 17 : 0 0 (月～土)
東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所 在 地 千代田区飯田橋 3 - 5 - 1 東京区政会館 11 階 電 話 03-6238-0177 受付時間 9 : 0 0 ~ 17 : 0 0 (平日)

16. その他

利用者・家族との信頼関係のもと、安全安心な環境で質の高いサービスを提供できるよう以下の点についてご協力ください。

- (1) サービス利用時の飲酒・喫煙等をご遠慮ください。
- (2) 大切なペットの安全を守るためにも、ペットをゲージに入れる・リードにつなぐ等の配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置を含む職員を撮影する際は一言お伝えください。またそれらの画像・動画を SNS に投稿することはおやめ下さい。